

加西市学校跡地利活用基本方針（概要版）

1 基本方針策定の背景と目的

- ・地域の活性化に向けた新たな拠点となるよう有効活用
- ・市所有資産の削減及び維持管理費等の財政負担の軽減
- ・学校跡地利活用の基本的な考え方や検討の進め方などを策定

2 学校施設の現状

※現校数・・・R7.4時点
※跡地利活用対象学校・・・R12までの閉校施設

区分	現校数	うち跡地利活用対象学校
小学校	11校	5校：日吉、西在田、宇仁、賀茂、富合
中学校	4校	3校：善防、加西、泉

公共施設の保有状況（加西市公共施設等管理計画より）

施設分類	施設数	延床面積	構成比
学校教育・子育て施設	38	102,637㎡	49.3%
その他の施設	99	105,684㎡	50.7%
加西市計	137	208,321㎡	100.0%

3 本市計画との整合

跡地利活用は重要施策や各種計画と整合性を図る。

	計画名	策定	備考
1	小中学校再編方針	R5.12月	中学校4校 ➡ 2校（R10） 小学校11校 ➡ 6校（R12）
2	都市計画マスタープラン	R7.4月	中学校跡地 ➡ 地域公益拠点 小学校跡地 ➡ 地区拠点
3	公共施設等総合管理計画	H29.3月	・公共施設30%削減（R28末） ・避難所として必要な機能を備える
4	行財政改革プラン	R7.3月	・早期売却・賃貸等の検討 ・維持コスト削減、自主財源の確保

4 学校跡地利活用の基本的な考え方

閉校後の利活用を検討していくにあたっての基本的な考え方と、検討の際に配慮すべき事項を示します。

（1）基本的な考え方

	活用の視点	考え方
1	民間等の活力を活用	民間ニーズを踏まえ、譲渡・貸付を視野に民間事業者等による利活用を検討する。
2	地域の意向を踏まえた活用	学校が地域で担ってきた役割を十分に踏まえ、地域の意向を把握し、地域の活性化に資する利活用を検討する。
3	学校施設の形状、地域的な特性等を考慮して活用	既存の建物の構造を活かし、新しい用途への転用を検討する。老朽化が著しく利活用に適さない場合等は処分の上譲渡をする。

（2）配慮事項

	配慮事項	考え方
1	災害時の避難場所の確保	体育館及び武道場は閉校後も市が所有し災害時の避難場所とし、平時は地域住民等への貸し出しを行う。
2	暫定的な施設の使用	本格活用に至るまでの一定期間については、地域コミュニティの場等としてグラウンド等の開放を検討する。
3	国庫補助制度等の清算及び補助制度の活用	国庫補助金や地方債を財源として整備した建物等は適切に対応する。

5 学校跡地の基本的な利活用の方法

閉校後の新たな活用方法は、「公共施設」、「民間事業者等への売却・貸付け」またはその併用が考えられる。

利活用の方法	考え方
1 公共施設	各学校の閉校のタイミングに応じて、他の公共施設の機能移転などを考慮する必要がある場合、施設の耐用年数や改修に係る費用、法規制等、用途転用に伴う諸課題を整理して活用を図る。
2 民間事業者等への譲渡・貸付	民間活用の可能性が見込める場合、民間事業者等に対し譲渡や貸付を実施する。 ●複数事業者での活用 → 1事業者は入居事業者を管理するスキームを優先する。 ●1事業者での利用 → 未利用教室が少なく、まんべんなく利用する計画を優先する。
3 処分（解体・撤去）	施設の耐用年数や老朽化が著しく利活用に適さない場合は処分のうえ譲渡する。

6 跡地活用検討プロセス

政策部・建設部が中心となり、関係部署と連携するとともに外部の知見も取り入れるなど意見を幅広く集約し検討する。

